



福祉施設電気自動車等導入費

補助制度のご案内

所沢市では、再生可能エネルギーの導入等を推進するため、福祉施設を対象に電気自動車等の導入にかかる経費の一部を補助します。

申請できる期間は申請を行う年度の4月1日～翌年の2月末日まで

※補助金が予算に達した段階で、申請の受付を終了します。

電気自動車等			充放電設備(V2H)
電気自動車 (EV)	燃料電池 自動車(FCV)	ミニカー 超小型モビリティ	
1台につき 30万円	1台につき 50万円	1台につき 10万円	1設備につき 10万円

※国や埼玉県の補助金と併用が可能です。

補助制度の概要

補助対象者	<ul style="list-style-type: none">・市内で福祉施設を運営する個人事業主または法人で、導入する電気自動車等の所有者及び使用者注)福祉施設とは、社会福祉法、介護保険法、子ども・子育て支援法に定める施設を言います。 (障害者支援施設、居宅介護支援事業所、通所介護事業所、特別養護老人ホーム、幼稚園、保健所 等)・市税の滞納がないこと
補助対象品目	<ul style="list-style-type: none">・上記記載の電気自動車等及び充放電設備
補助要件	<ul style="list-style-type: none">・新品のもの・国が実施する補助事業の対象機器として「(一社)次世代自動車振興センター」により登録されているもの・使用の本拠が所沢市内であること

補助金の申請から交付までの流れ

① 補助金の申請(購入前) ↓※メールでの提出も可 ② 審査 ↓ ③ 補助金交付決定 ↓ ④ 電気自動車等の購入 ↓ ⑤ 完了報告と交付請求 ↓ ⑥ 補助金交付	補助対象者から福祉総務課へ ↓ 福祉総務課 ↓ 福祉総務課から補助対象者へ ↓ 補助対象者 ↓ 補助対象者 ↓ 福祉総務課
--	---

	窓口提出	提出方法
提出先	市役所1階 福祉総務課窓口	(郵送)〒359-8501 所沢市並木1-1-1 所沢市福祉部福祉総務課 福祉施設電気自動車等導入費補助金担当宛 (窓口を持参される場合) 午前8時30分から午後5時15分まで (土曜、日曜、祝日、年末年始を除く)

申請書は所沢市ホームページから取得することができます。(下記 QR コード↓↓)



お問い合わせ
 所沢市 福祉部 福祉総務課
 福祉施設電気自動車等導入費補助金担当

住所: 〒359-8501 所沢市並木 1-1-1 高層棟 1 階
 電話: 04-2998-9113 FAX: 04-2998-1147
 E-Mail: a9113@city.tokorozawa.lg.jp



トコロん
 ©Tokorozawa City